

公益社団法人足利市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

(平成23年5月25日制定)
(足社人規程第 8 号)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人足利市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款（平成24年足社人定款第1号）第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの職務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 使用人を兼務する常勤役員にあつては、報酬を支給しない。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 非常勤役員のうち理事長及び副理事長の報酬は月額とし、理事長及

び副理事長以外の者の報酬は日額とする。

5 常勤役員には賞与を支給することができる。

6 非常勤役員には賞与及び退職手当は支給しない。

7 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項に規定する者が役員を兼務する場合は、報酬等を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬の額は、別表に定める金額を上限として、総会の決議を経て決定するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、その役員が指定する本人名義の金融機関口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令等の定めるところにより、控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬等の金額からその金額を控除して指定口座に振り込むものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 役員の報酬等の支給日は、センター職員給与規程に定める支給定日に指定口座に振り込むものとする。

(通勤手当)

第7条 通勤手当を支給する場合には、センター職員給与規程(昭和58年足社人規程第3号。以下「職員給与規程」という。)第13条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、センター職員給与規程第13条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、センター職員給与規程適用職員の例による。

(期末手当)

第8条 第3条第5項の規定により期末手当を支給する場合は、センター職員給与規程適用職員の例による。

(費用)

第9条 役員がセンター職務のため旅行した場合には、その役員に対し旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、センター役職員等旅費規程の定めるところによる。

3 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

4 第6条の規定は、前2項の支給について準用する。

(公表)

第10条 センターは、この規程をもって、公益認定法第5条第13号に定める報酬等の支給を基準とし、公益認定法第20条第2項に基づき公表するものとし、これを変更したときも同様とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成24年6月20日足社人規程第10号 第3条第3項、別表改正)

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月22日足社人規程第2号 第3条第3項、第4項及び第5項改正、同条第4項及び第5項規定、第7条から第10条まで条ずれ、第7条及び第8条規定、別表改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年6月22日から施行する。
(公益社団法人足利市シルバー人材センター常勤役員の勤務日を定める規程の廃止)
- 2 公益社団法人足利市シルバー人材センター常勤役員の勤務日を定める規程（平成24年足社人規程第7号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

役員報酬等

役職	報酬の額	備考
理事長	月額 35,000円	
副理事長	月額 12,000円	
常勤役員	年額 4,000,000円以内	1人あたり年度総額
その他の役員	日額 1,500円	